

用 語 の 解 説

1 国籍・地域関係

表番号	用 語	解 説
2表 3表 4表 5表 6表 7表 13表 14表 15表 17表 20表 22表 23表 24表 25表 26表 27表 42表	英国〔香港〕	香港の居住権を有する者で、英国政府が発給した英国海外市民旅券（BNO旅券）を所持する者をいう。
	中国〔香港〕	中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券（SAR旅券）を所持する者をいう（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）。
	中国〔その他〕	中国国籍を有する者で、中国及び香港特別行政区を除く政府（例えば、マカオ特別行政区）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。
	国籍・地域欄で（ ）を付したもの	令和5年末において我が国が承認していないこと又は出身地を示す。

2 法令関係

表番号	用 語	解 説
1表	協定該当者	次の（1）及び（2）とする。 （1）日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和29年条約第12号）による軍人、軍属及びその家族で、軍艦又は軍用機によらないで本邦へ入出国した者。 （2）円滑化協定該当の構成員及び文民構成員で、軍艦又は軍用機によらないで本邦へ入出国した者。 ※「円滑化協定」とは、協定締結国の一方の部隊が、他方の国を訪問して、協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めたものである。
4表 6表	特別永住者	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条該当者並びに第4条及び第5条の許可を受けている者をいう。
12表 13表 14表 15表	寄港地上陸	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の許可をいう。
	船舶観光上陸	出入国管理及び難民認定法第14条の2の許可をいう。
	通過上陸	出入国管理及び難民認定法第15条の許可をいう。
12表	乗員上陸	出入国管理及び難民認定法第16条の許可をいう。
	近傍1	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第15条第3項第1号イ、ロの許可をいう。
	近傍2	出入国管理及び難民認定法施行規則第15条第3項第1号ハの許可をいう。
	乗換1	出入国管理及び難民認定法施行規則第15条第3項第1号ニの許可をいう。
	乗換2	出入国管理及び難民認定法施行規則第15条第3項第1号ホの許可をいう。
	数次	出入国管理及び難民認定法第16条第2項の許可をいう。
	緊急上陸	出入国管理及び難民認定法第17条の許可をいう。
	遭難上陸	出入国管理及び難民認定法第18条の許可をいう。
	一時庇護上陸	出入国管理及び難民認定法第18条の2の許可をいう。